

「世界の記憶」について

1. 概要：

世界的に重要な記録物への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称。本事業を代表するものとして、人類史において特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

国際諮問委員会（IAC）の勧告に基づき、ユネスコ執行委員会において決定される国際登録のほか、「世界の記憶」アジア太平洋地域委員会（MOWCAP）等が決定する地域登録がある。登録にかかる審査は2年に1回で、1か国からの申請は国際登録で2件以内、地域登録で3件以内とされている。

2. 目的：

- 世界的に重要な記録遺産の保存を最も相応しい技術を用いて促進すること
- 重要な記録遺産になるべく多くの人々がアクセスできるようにすること
- 加盟国における記録遺産の存在及び重要性への認識を高めること

3. 対象：

手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、ビジネス記録、地図、描画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 登録状況：

国際登録	494件（2023年 6月現在）
地域登録（MOWCAP）	65件（2023年 3月現在）

※ユネスコ・MOWCAPの公表値による

（登録例）

- ウィーン会議の最終議定書（オーストリア）（1997年）
- ゲーテの直筆文学作品、日記、手紙等（ドイツ）（2001年）
- 人権宣言（フランス）（2003年）
- フェニキア・アルファベット（レバノン）（2005年）

※ 日本からの登録案件は国際登録8件、地域登録1件（別紙参照）。

5. 制度改正：

2015年から、審査プロセスの透明化や加盟国間で見解に相違のある申請案件への対応等を論点とする制度改正が取り組まれた。結果、加盟国政府を通じて申請すること、当事国からの異議申し立て制度を新設し、問題があれば当事国間で対話を行い帰結するまで登録を進めないこと等を含む制度改正が決定された。

【 国際登録 】

1. 山本作兵衛氏の炭坑の記録画並びに記録文書 (2011年)	
	明治時代後期から、筑豊の炭鉱業ではまだ産業革命が継続していた20世紀後期までの日本の発展状況を裏付ける私的記録。炭坑記録画589点、日記65点、雑記帳及び原稿等43点で構成。
2. 御堂関白記 (2013年)	
	平安中期、政治家として栄華を極めた藤原道長(966～1027)の自筆日記(自筆本14巻と古写本12巻が登録)。平安貴族の自筆原本の例として最古のものであり、かつ当代の代表的貴族の筆跡を伝える最も確実な遺品。翻訳され諸外国でも知られている。
3. 舞鶴への生還1945-1956：シベリア抑留等日本人の本国への引き揚げの記録 (2015年)	
	第二次世界大戦の敗戦に伴い、ソ連領に抑留された約60万人から約80万人といわれる日本軍人と民間人たちの抑留生活と日本本国への引き揚げの歴史を伝える資料。日記、手紙・はがき類、絵画、名簿類、証明書類等570点の資料から構成。
4. 東寺百合文書 (2015年)	
	1000年以上にわたり、東寺(教王護国寺)に伝来した約2万5千通の文書。平安時代以来の鎮護国家の修法・祈祷などの諸仏事・法会の運営や領有した荘園等、寺院活動を包括的に知り得る文書で構成。
5. 上野三碑 (2017年)	
	群馬県地域の南西部に、近接して所在する山上碑(681年)・多胡碑(711年頃)・金井沢碑(726年)の三つの古代石碑で、日本語の文法で書かれた漢字の文章として、最古のものを含む、アジアの文化交流を示す記念碑。
6. 智証大師円珍関係文書典籍—日本・中国の文化交流史— (2023年)	
	中国・唐に渡り、日本に密教の教えをもたらした智証大師・円珍に関連する史料群であり、日本と中国の文化交流の歴史や、当時の唐の法制度・交通制度を知ることができるほか、円珍が唐から持ち帰った唐代の通行許可書の原本が含まれるなど、非常に貴重な史料。全て国宝。

(共同申請)

7. 慶長遣欧使節関係資料 (2013年) (スペイン)	
	日本側は仙台藩主伊達政宗が使節としてスペイン及びローマに派遣(1613～1620)した支倉常長が持ち帰ったローマ市公民権証書等3件、スペイン側は支倉常長がスペイン国王フェリペ3世に宛てた書状、徳川家康及び秀忠の朱印状等94点で構成。
8. 朝鮮通信使に関する記録 (2017年) (韓国)	
	1607年から1811年までの間に、日本の江戸幕府の招請により12回、朝鮮国から日本国へ派遣された外交使節団に関する資料。日本と韓国に所在する外交記録、旅程の記録、文化交流の記録など、日本側209点、韓国側124点で構成。

【 地域登録 】

1. 水平社及び衡平社に関する記録：国境を超えた被差別民衆の連帯の記録 (2016年)	
	日本と韓国それぞれの国で差別撤廃を訴えるために協力し合った2つの組織の連帯を示す5件の記録。両組織間の交流と、在日朝鮮人に対する差別撤廃への支援を推奨する全国水平社第3回全国大会の議案書などで構成。

「世界の記憶」（国際登録）国内申請要領

令和 5 年 6 月 2 8 日
「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会

1. 趣旨

国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)が実施する「世界の記憶(Memory of the World)」国際登録について、本要領に基づいて、国内の幅広い資料保存機関等に対し、候補案件の申請を受け付けることとする。ユネスコにおける審査に付されるのは1か国につき2件までと定められていることを踏まえ、我が国からの国際登録への推薦案件(2件以内)を審査する。あわせて、複数国にまたがる機関の共同による申請(以下、「共同申請」という)も加盟国を通じて申請されることとされていることから、共同申請についても本要領に基づいて審査を行う。なお、今回の申請の募集は、2025年の春頃に登録決定が予定される案件にかかるものである。

2. 「世界の記憶」の概要

ユネスコが発行する「『世界の記憶』事業にかかる一般指針」により、記録遺産とは、「コミュニティや文化、国、又は人類全般にとって重要かつ不朽の価値を持ち、その劣化や損失が甚大な〔文化的、精神的等の〕貧困を招くもの」と定義されている。「世界の記憶」事業は、そのような世界的に重要な記録遺産への認識を高め、保存やアクセスを促進することを目的とし、ユネスコが1992年に開始した事業の総称である。「世界の記憶」国際登録制度は本事業を代表するもので、特に重要な記録物を国際的に登録する制度が1995年より実施されている。

ユネスコによる審査は2年に1回で、1か国からの申請は2件以内とされている。なお、共同申請案件は、各国2件までとされている推薦案件数には含まれないが、加盟国を通じて申請を行うこととされているため、日本からの共同申請案件も本審査委員会の審査対象とする。また、我が国以外の加盟国を通じて共同申請を行う場合であっても、それぞれの加盟国において同意を得ていることが必要であるため、その場合も8.(2)の記載に沿って申請書を提出すること。

<参考>

○「世界の記憶」一般指針(仮訳)[抜粋]

- 8.4.3 実務上の理由から、申請は、2年に一度のサイクルにおいて、1か国あたり2件までに限る。(後略)
- 8.4.4 コレクションや〔記録の〕集合体が所有者/管理者の間で分かれているために、異なる加盟国間で2件又はそれ以上の共同申請を行う際は、そのような申請案件の数や申請に加わる共同申請者の数に制限は設けない。(後略)
- 8.5.1.2 上記第8.4.4項に定義される共同申請を含め、申請は、加盟国によってのみ為され、ユネスコ国内委員会、ユネスコ国内委員会がない場合は、存在する場合は関連する「世界の記憶」ナショナル・コミッティなどのユネスコとの連携を担当する政府関連組織を通じて、(中略)「世界の記憶」事務局あてに提出する。

3. 対象となる案件

「世界の記憶」の対象となるのは、単体の記録物（※）又はその集合体であって、その全部又は一部が日本国内に存在するものである。

※記録物とは、意図的に何かを「記録」したものであって、例えば以下のようなものがある。

例：手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、ビジネス記録、地図、描画、楽譜、映画・フィルム、写真等

4. 審査

- ・審査は、提出された申請書に基づいて、「『世界の記憶』国内案件に関する審査委員会」（以下「審査委員会」という）において、「ユネスコ『世界の記憶』事業にかかわる一般指針」、「『世界の記憶』登録の手引」に基づき行う。必要に応じてヒアリングや実地調査を実施する。
- ・ユネスコに対する推薦案件は、審査委員会による審査を経て、ユネスコ「世界の記憶」関係省庁連絡会議（以下、「関係省庁連絡会議」という）において日本からの推薦案件として最終決定される。

5. ユネスコへの推薦件数

2件以内

※共同申請は、これに含まれない。

6. 結果通知

- ・審査結果については、令和5年11月中旬（予定）、各案件について事前に登録された連絡担当者に対して通知する。なお、審査の途中経過等に関する問い合わせは受け付けない。
- ・各審査案件について、審査委員会における主な意見を整理し、申請者に通知する。このうち、ユネスコへの推薦案件として決定されなかった案件については、当該意見が公になることによって記録物の財産的価値や社会的評価が不当に損なわれるとともに、潜在的な申請者が申請を断念することを避けるため、通知内容は公開しない。

7. 申請資格

原則として、申請案件に係る所有者又は管理者（個人、団体は問わない）

※所有者または管理者でない者が申請する場合は、申請案件について所有者及び管理者の同意を得ていること。

8. 申請方法等

(1) 提出様式

申請する際の申請書様式は以下を使用すること。なお、用紙サイズはA4縦版、横書き

とする。

- ・ユネスコ「世界の記憶」(国際登録) 国内申請書の提出について(様式1)
- ・ユネスコ「世界の記憶」国内申請書(和文)(国際登録)(様式2)
- ・Nomination Form(国内申請書(英文))(国際登録)(様式3)

(2) 提出方法等

[1] 提出方法

- ・様式1及び様式2(添付する場合は様式3も含む)をPDFファイルでメールに添付して下記「本件担当、連絡先」宛てに送信すること。なお、押印又は署名は必要ない。
- ・メールの件名は、「【申請者名】『世界の記憶』(国際登録)国内申請書」とすること。
- ・メールでは送付できない容量の大きなデータの送付を希望する場合は、事前に事務局に相談すること。
- ・メール送信後、6頁に記載の文部科学省の連絡先まで電話にて着信確認を行うこと。

[2] 留意事項

- ・文部科学省から指示する場合を除き、申請書を受領した後の修正(差替え含む)は、認めない。また、提出された申請書は返却しないので申請者において控えを取ること。
- ・日本語、英語を含め、申請書作成の費用については、審査結果にかかわらず申請者の負担とする。

(3) 提出期限

令和5年8月28日(月)

9. 国内申請にあたっての留意事項

○ 申請書の提出について

- ・申請に当たっては、和文申請書(様式2)を提出すること。ただし、英文申請書(様式3)が添付されていることが望ましい。
- ・11月末にユネスコへ提出するのは英文申請書のみであることから、英文申請書の作成作業が必要になるため、事務局とも相談しつつ、適切に準備を進めること。

○ 申請者と所有者・管理者との間の合意内容の確認について

- ・申請者が、申請案件に係る所有者もしくは管理者でない場合、申請者において、申請案件に係る所有者もしくは管理者との間で、当該資料の公開や管理等の方針について明確な合意を得た上で、書面による同意書を提出すること。また、様式2や様式3の「4. 権限の宣言」でその旨を宣言するとともに、当該合意の内容を、「8. 関係者との協議」に詳細に記載すること。

○ 申請書記載内容について

- ・申請書の記載に当たっては、別紙1の記載を参照しつつ、国際的に伝わるような説明・表現とすること。また、そのために必要な専門家への相談や根拠資料の準備なども適切に進めること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請書の受理後、ヒアリングを含め、更なる情報

の提出が求められる場合もあるので留意すること。

- ・国内公募開始後に、ユネスコから必要となる書類が追加で示された場合には、文部科学省ホームページを通じて必要な書類を追加するので、留意すること。
- ・申請書への記載内容について、国内申請の受理後、ユネスコへの推薦案件の決定後、あるいは当該案件のユネスコへの申請後であっても、「世界の記憶」一般指針で定める基本要件（真正性（authenticity）、世界的重要性（world significance）等）を満たしていないこと、所有・管理にかかる宣言に何らかの疑義が生じる等のことが判明した場合には、推薦を取り消すことがあり得る旨、留意すること。

○ 共同申請について

- ・2カ国以上の加盟国による共同申請の場合でも、申請は加盟国を通じて行なわれる。その場合、関係する加盟国の同意の上で、いずれか1つの加盟国を通じて申請することとなっている。
- ・我が国を通じて共同申請をする場合の提出期限は、原則として、国内申請のスケジュールに従うとする。提出期限までに、他の関係する加盟国からの同意を得ていることが望ましいが、提出期限までに他の関係する加盟国からの同意を得ることが難しいと見込まれる場合は、事務局に相談すること。
- ・他の関係する加盟国を通じて申請を行う場合についても、我が国の同意を得る必要があることから、事務局宛に申請書を提出すること。同意にかかる最終的な決定は関係省庁連絡会議において行われる（11月中旬予定）ため、関係国からの申請に当たってスケジュールに留意すること。

10. 審査委員会からの助言

ユネスコへの申請書提出までの間、申請者に対して申請書の記載にかかる助言を行うことがあるので、適切に対応すること。

11. 申請スケジュール

※以下は現時点での予定であり、変更があり得る。

令和5年8月28日	国内申請締切
11月中旬	審査委員会の結果を受けて文部科学省から関係省庁連絡会議に付議する案件の決定
11月中旬	関係省庁連絡会議において我が国の推薦案件の決定
11月末	ユネスコへの申請書提出
令和7年春頃	国際諮問委員会（IAC）での審査、登録の可否の決定（予定）

12. 公表等

ユネスコへの推薦案件として決定された案件については、当該案件の名称と申請者、審査委員会における主な意見を公表する。なお、推薦されなかった案件については、文部科

学省が外部から問い合わせを受けた際に、各申請者の了承が得られた場合には、名称と申請者を回答する。

1 3. 倫理規定

ユネスコ「世界の記憶」国際諮問委員会（IAC）及び登録小委員会（RSC）の倫理規定において、審査委員会委員のメンバーが申請者との直接の接触を原則禁じられていることに留意すること。

<IAC/RSC 倫理規定>（ユネスコのウェブサイトへリンク、該当箇所は3. 3）

https://en.unesco.org/sites/default/files/mow_code_of_ethics_1217.pdf

1 4. 申請説明会について

令和5年7月中をめどに、申請にあたっての説明会（オンライン）を実施する（予定）。開催日時の詳細は、追って弊省ホームページに告知する。

<添付資料>

- ・別紙1 申請に際してご留意いただきたい点
- ・別紙2 ユネスコ「『世界の記憶』事業にかかる一般指針」（関係規定の抜粋）
- ・様式1 ユネスコ「世界の記憶」（国際登録）国内申請書の提出について
- ・様式2 ユネスコ「世界の記憶」国内申請書（和文）
- ・様式3 Nomination Form（国内申請書（英文））

<参考情報>

- ・ユネスコ「世界の記憶」事業にかかる一般指針（英語版）（General Guideline of Memory of the World Programme）
- ・ユネスコ「世界の記憶」事業にかかる一般指針（仮訳）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2021版）（英語版）
- ・ユネスコ「世界の記憶」登録の手引き（2021版）（仮訳）

<http://www.mext.go.jp/unesco/006/1354664.htm>

- ・ユネスコ 国際諮問委員会について

<https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>

- ・過去の登録案件の申請書について

<https://webarchive.unesco.org/20220323041423/https://en.unesco.org/programme/mow/register>

から閲覧可能（ユネスコの web アーカイブ）

【本件担当、連絡先】

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省国際統括官付企画係

TEL : 03-5253-4111（内線 3401）

E-mail : mow-secretariat@mext.go.jp

（メールで質問する際は、メールのタイトルを「【問合せ】ユネスコ『世界の記憶』国内申請（国際登録）について」とすること。なお、問合せについては、国内申請要領の申請書における記載内容についてのみ対応可能であり、申請書の内容の改善等、その他の事柄に関する問合せは受け付けません。）

申請に際してご留意いただきたい点

- 「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会における審査等を経て我が国の申請案件として決定された案件は、ユネスコに提出された後、ユネスコの国際諮問委員会（IAC: International Advisory Committee）の下に設けられた登録小委員会、次いで国際諮問委員会で審査が行われたうえで、最終的には執行委員会で決定されることとなります。

審査に携わる国際諮問委員会（登録小委員会を含む）の委員は、世界各地から選ばれていますので、申請書の作成に当たっては、日本国内の視点だけでなく、国際的な視点からも理解できるような具体的な説明、表現となるようご検討ください。

（参考）<https://www.unesco.org/en/memory-world/iac-committee>

- また、国際諮問委員会（登録小委員会を含む）の現在の委員の多くは、アーカイブズや歴史、美術等の専門家になります。申請書の作成に当たっては、あらかじめ国内・国外の関連する各分野の専門家にご相談いただくなど、専門的な視点からの審査に十分耐えるものとなるよう、ご準備いただくようお願いいたします。
- どの記録物も、申請者や地域にとって重要なものだと思います。その中から、ユネスコにおいて「世界の記憶」として登録されるためには、学術的・客観的な根拠が必要となります。「世界の記憶」の登録要件とされている記録物の完全性、真正性や、世界的重要性等の説明に当たっては、これらの根拠が適切に示されているか十分にご留意ください。（「真正性」「完全性」「歴史的重要性」等の定義については、ユネスコ「世界の記憶」事業にかかる一般指針 8.3 をご確認ください。）
- なお、国際登録だけでなくアジア・太平洋地域登録の制度もありますので、アジア・太平洋地域における歴史的重要性がある記録物については、地域登録への申請についてもご検討ください。

(様式1)

令和 年 月 日

文部科学省

「世界の記憶」国内案件に関する審査委員会委員長 殿

〒

住 所

機関名・職名 (団体の場合のみ)

氏 名

ユネスコ「世界の記憶」(国際登録)国内申請書の提出について

下記申請案件に係るユネスコ「世界の記憶」(国際登録)申請書を提出します。

記

1. 申請案件名：

2. 申請者名：

3. 申請書提出に当たってのチェックリスト：

申請書一式の提出に際し、以下に該当することを確認の上、チェックすること。

	確認事項	確認
1	提出書類に不備はないか。	<input type="checkbox"/>
2	申請物件を「世界の記憶」に申請することについて、及び登録後の公開や管理等の方針について、申請者、所有者、管理者、その他関係者の間で合意がなされているか。 ※合意内容について、様式2又は3の「8. 0」に詳細に記載すること。	<input type="checkbox"/>
3	申請書の記載内容について、「ユネスコ『世界の記憶』事業に係る一般指針」の要件(主に8. に規定)及び「『世界の記憶』登録の手引」に適合することを確認したか。	<input type="checkbox"/>

4. 連絡担当者：

所属	
氏名（ふりがな）	
住所	〒
電話	
電話（緊急連絡先）	
E-mail	

（複数の団体・個人が申請する場合であっても、連絡担当者を一元化すること）

5. 申請者名等の回答の可否

文部科学省が問い合わせを受けた際に申請案件名・申請者名を回答することについて、
（同意します・同意しません）。

（いずれかに○を付けて提出すること）